

弁護士会の

全国一斉 障害年金法律相談会

長崎県弁護士会は「全国一斉 障害年金法律相談会」を行います。

障害（身体、知的、精神）のある方が、障害年金を受給することは

憲法や法令に基づく基本的権利ですが、障がいのある人の多くが、障害年金を

受給できずに、無年金で貧困状態に置かれているようです。受給できるかどうか

わからない、支給停止されたなど、「障害年金」に関することなら、どなたでも

なんでも結構です。お気軽にご相談願います。

弁護士がご相談に応じます。相談料は無料です。

日時 2023年 **11**月**2**日（木）

電話相談

13時30分～16時



0570-031-102

相談実施の日時に設置する「相談専用電話」。相談料は無料。通話料は、御負担願います。予約不要。回線が混雑するときは他県の弁護士会につながります。



主催：長崎県弁護士会・日本弁護士連合会

お問合せ：長崎県弁護士会 電話095-824-3903



長崎県弁護士会
Nagasaki Bar Association